

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 第4回社会福祉推進議員連盟総会が開催される～社会福祉法の一部を改正する法律案の早期成立に向け、関係団体が要望～…………… 1
- ・ 女性活躍推進法の施行に伴い、平成28年4月1日までに求められる対応について…………… 3

◆第4回社会福祉推進議員連盟総会が開催される

～社会福祉法の一部を改正する法律案の早期成立に向け、関係団体が要望～◆

平成28年2月23日（火）、社会福祉推進議連（会長：衛藤晟一 参議院議員）の第4回総会が、自由民主党本部にて開催されました。

当日は、衆・参 国会議員25名の参加と、福祉関係14団体の出席のなか、参議院で継続審査中の社会福祉法改正案に対する要望と意見交換が行われ、全国保育協議会からは、万田康会長と上村初美副会長（全国保育士会 会長）が出席しました。

冒頭、あいさつに立たれた衛藤議連会長は、「喫緊の課題は、社会福祉法人改革と社会福祉人材の確保である。関係法案が参議院において継続審議となっている。一刻も早く成立させるよう努力している。社会福祉法人が説明責任を果たし、今後も地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくことが求められている。現安倍内閣においては、少子化対策と社会福祉の推進が、国の安定にとって最も重要との認識にある。社会福祉関係団体の皆様方とともに取り組んで参りたい。」と述べられました。

会合では、厚生労働省 石井社会・援護局長ならびに岩井福祉基盤課長から、現在の参議院で継続審査中の社会福祉法等の一部を改正する法律案の内容について説明がなされました。

その後、出席の団体から要望が述べられ、全保協 万田康会長は、保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）を代表して要望に立ち、下枠内の事項を述べました。

- 今般の社会福祉法等の一部を改正する法律案は、これからの社会の負託に応え得る社会福祉法人のあり方が再定義されたものと受け止めています。
- 法律案が提出されるに至った経緯に鑑みても、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性の確保、説明責任を果たした経営の透明性の確保、他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足する地域社会への貢献といった、求められる改革に真摯に対応していくことは必要不可欠だとの認識にあります。
- 社会福祉法人が地域の多様な生活課題や福祉ニーズに対応し、地域のセーフティネットとして機能していくため、そして、わが国においてすべからく必要な福祉の基盤が維持され発展していくために、一日も早い改正法の成立をお願いいたします。

※当日に提出した要望書は、別添1「社会福祉法等の一部を改正する法律案の早期成立のお願い」ご参照



要望に立つ万田康会長(写真右は、上村初美副会長)

続いて、質疑応答が行われました。主な質疑応答は以下のとおりです。

【主な質疑応答】

- (関係議員) この議論が始められた当初、関係団体の皆様は、評議員会について非常に関心を持たれていたが、本日はそのことにどの団体も触れなかった。現在の法案の内容でよいと判断されているのか。
- (万田康全国保育協議会会長) 保育所については、今まで評議員会が必置ではなかった。しかし、現在、社会福祉法人に求められている経営組織のガバナンスの強化や、地域における公益的な取組等への国民の期待に応えるため、評議員会を必置とすることが必要である旨を会員に説明し、理解を求めているところである。
- (関係議員) 措置費の使途弾力化を図るよう要望されたが、措置費のそもそもの性格から考えると、弾力化とは馴染まないものであると考える。もし弾力化するのであれば、何らかの工夫が必要なのではないかということの問題提起させていただく。
- (厚生労働省) めざすところは、社会福祉法人が積極的に地域公益活動ができるようにするということであるので、どのような工夫が可能なのか検討を進めさせていただきたい。
- (関係議員) 法の成立が遅れると、平成29年度に施行されるまでの準備期間が短くなってしまおうとの声を聞いており、早期の成立が必要と考える。

【出席議員】（順不同・敬称略）

衛藤 晟一（参）、野田 毅（衆）、尾辻 秀久（参）、白須賀 貴樹（衆）、丸川 珠代（参）、古川 俊治（参）、橋本 岳（衆）、藤井 基之（参）、塩谷 立（衆）、金子 恭之（衆）、太田 房江（参）、豊田 俊郎（参）、山田 美樹（衆）、石田 昌宏（参）、石井 正弘（参）、福岡 資麿（参）、とかしき なおみ（衆）、島村 大（参）、武部 新（衆）、大見 正（衆）、豊田 真由子（衆）、新谷 正義（衆）、穴見 陽一（衆）、左藤 章（衆）、柴山 昌彦（衆）

◆女性活躍推進法の施行に伴い、平成 28 年 4 月 1 日までに 求められる対応について◆

～301 人以上の労働者を雇用する事業主には対応を義務付け～

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号））が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行され、国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定等が義務付けられることとなります。

○一般事業主に義務付けられること

常時雇用する労働者（※）の数が300人を超える一般事業主は、

- ①自らの組織の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ②状況把握、課題分析を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- ④女性の活躍に関する情報の公表

※平成28年4月1日には、上記①～④が実施済みであることが必要。

※労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれる。また、300人以下の事業主は努力義務。

概要に関する周知資料は別添のとおりです。また、法の詳細や事業主向けのパンフレットについては、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）に掲載されていますので、ご参照ください。

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用均等>雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために>女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>